

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>表紙</p> <p style="text-align: center;">高田浄水場再整備事業</p> <p style="text-align: center;">実施方針</p> <p style="text-align: center;">【変更版】</p> <p style="text-align: center;">令和3年<u>6</u>月</p> <p style="text-align: center;">小田原市<u>上下</u>水道局</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 目的</p> <p>高田浄水場再整備事業実施方針（以下、「実施方針」という。）は、小田原市<u>上下</u>水道局（以下、「本市」という。）が「高田浄水場再整備事業」（以下、「本事業」という。）をDBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方を明らかにすることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 6) 事業スケジュール</p> <p>カ) 運転維持管理期間^{※1、2}</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月1日から令和30年3月</p> <p>※1 令和5年3月31日までに、運転維持管理業務を適切に実施するた</p>	<p>表紙</p> <p style="text-align: center;">高田浄水場再整備事業</p> <p style="text-align: center;">実施方針</p> <p style="text-align: center;">令和3年<u>3</u>月</p> <p style="text-align: center;">小田原市水道局</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 目的</p> <p>高田浄水場再整備事業実施方針（以下、「実施方針」という。）は、小田原市水道局（以下、「本市」という。）が「高田浄水場再整備事業」（以下、「本事業」という。）をDBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方を明らかにすることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 6) 事業スケジュール</p> <p>カ) 運転維持管理期間^{※1、2}</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月1日から令和30年3月</p> <p>※1 令和5年3月31日までに、運転維持管理業務を適切に実施するた</p>	<p>(追記)</p> <p>(変更)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p>

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2) 運転維持管理業務（第1期：令和5年4月から<u>膜ろ過方式による浄水施設稼働前</u>まで）</p> <p>ア) 委託範囲 既設高田浄水場 場外施設（表 7 参照）</p> <p>イ) 委託方式 法定外委託</p> <p>ウ) 業務項目 業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、小峰・片浦配水系統施設については、①、<u>③、⑨及び⑩</u>の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザルの<u>告示</u>時に明らかにする。</p> <p>① 運転管理業務 ② 保守点検業務 ③ 水質管理業務 ④ 消耗品調達管理業務 <u>(削除)</u> <u>⑤</u> 発生土管理及び処分業務 <u>⑥</u> 見学者対応業務 <u>⑦</u> 植栽管理及び清掃業務 <u>⑧</u> 池等清掃業務 <u>⑨</u> 保安業務 <u>⑩</u> 災害、事故及び緊急時対応業務</p>	<p>2) 運転維持管理業務（第1期：令和5年4月から<u>新浄水施設運用開始</u>まで）</p> <p>ア) 委託範囲 既設高田浄水場 場外施設（表 7 参照）</p> <p>イ) 委託方式 法定外委託</p> <p>ウ) 業務項目 業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、小峰・片浦配水系統施設については、①<u>及び③</u>の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザル<u>公告</u>時に明らかにする。</p> <p>① 運転管理業務 ② 保守点検業務 ③ 水質管理業務 ④ 消耗品調達管理業務 <u>⑤ 熱調達管理業務</u> <u>⑥</u> 発生土管理及び処分業務 <u>⑦</u> 見学者対応業務 <u>⑧</u> 植栽管理及び清掃業務 <u>⑨</u> 池等清掃業務 <u>⑩</u> 保安業務 <u>⑪</u> 災害、事故及び緊急時対応業務</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>3) 運転維持管理業務（第2期：<u>膜ろ過方式による浄水施設稼働後</u>から令和30年3月まで）</p> <p>ア) 委託範囲 高田浄水場 場外施設（表 7 参照）</p> <p>イ) 委託方式 第三者委託：高田浄水場 法定外委託：場外施設</p> <p>ウ) 業務項目 業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、片浦配水系統施設については、①、<u>③、④、⑤及び⑥</u>の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザル<u>の告示</u>時に明らかにする。</p> <p>① 運転管理業務 ② 保守点検業務 ③ 水質管理業務 ④ 修繕業務 ⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務 ⑥ 消耗品調達管理業務 ⑦ 薬品調達管理業務 ⑧ 電力調達管理業務 ⑨ 熱水燃料等の調達管理業務 ⑩ 発生土管理及び処分業務 ⑪ 見学者対応業務 ⑫ 植栽管理及び清掃業務</p>	<p>3) 運転維持管理業務（第2期：<u>新浄水施設運用開始</u>から令和30年3月まで）</p> <p>ア) 委託範囲 高田浄水場 場外施設（表 7 参照）</p> <p>イ) 委託方式 第三者委託：高田浄水場 法定外委託：場外施設</p> <p>ウ) 業務項目 業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、片浦配水系統施設については、①<u>及び③</u>の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザル<u>公告</u>時に明らかにする。</p> <p>① 運転管理業務 ② 保守点検業務 ③ 水質管理業務 ④ 修繕業務 ⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務 ⑥ 消耗品調達管理業務 ⑦ 薬品調達管理業務 ⑧ 電力調達管理業務 ⑨ 熱水燃料等の調達管理業務 ⑩ 発生土管理及び処分業務 ⑪ 見学者対応業務 ⑫ 植栽管理及び清掃業務</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>⑬ 池等清掃業務</p> <p>⑭ 保安業務</p> <p>⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務</p> <p>⑯ 事業終了時の引継ぎ業務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 1) 整備対象施設の概要</p> <p>イ) 計画水量</p> <p>本事業において高田浄水場が処理すべき計画水量は表 2 のとおりとする。</p> <p>計画平均浄水量は下表の計画一日平均給水量を基準として事業者の提案により設定する。</p> <p><u>なお、計画水量は令和 10 年度時点における水需要予測結果に基づくものであり、第 2 期の膜ろ過方式による浄水施設稼働後の運転維持管理業務の開始を事業者提案により令和 10 年度以前とする場合は、当該年度における必要水量を供給できること。</u></p>	<p>⑬ 池等清掃業務</p> <p>⑭ 保安業務</p> <p>⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務</p> <p>⑯ 事業終了時の引継ぎ業務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 1) 整備対象施設の概要</p> <p>エ) 計画水量</p> <p>本事業において高田浄水場が処理すべき計画水量は表 2 のとおりとする。</p> <p>計画平均浄水量は下表の計画一日平均給水量を基準として事業者の提案により設定する。</p>	(追記)

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄																																										
<p>表 2 計画水量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">計画一日最大給水量 に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画一日最大給水量</td> <td>44,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>33,500m³/日</u> 久野系統：<u>10,500m³/日</u></td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>計画一日平均給水量</td> <td>40,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>30,500m³/日</u> 久野系統：<u>9,500m³/日</u></td> <td style="text-align: center;">91%</td> </tr> <tr> <td>計画一日最小給水量</td> <td>35,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>26,700m³/日</u> 久野系統：<u>8,300m³/日</u></td> <td style="text-align: center;">80%</td> </tr> <tr> <td>公称能力 (非常時給水量)</td> <td>50,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>30,500m³/日</u> 久野系統：<u>19,500m³/日</u> (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m³/日を含む)</td> <td style="text-align: center;">114%</td> </tr> <tr> <td>計画浄水量及び施設能力</td> <td>浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>水利権水量 (参考)</td> <td>120,000m³/日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	計画一日最大給水量 に対する割合	計画一日最大給水量	44,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>33,500m³/日</u> 久野系統： <u>10,500m³/日</u>	100%	計画一日平均給水量	40,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>30,500m³/日</u> 久野系統： <u>9,500m³/日</u>	91%	計画一日最小給水量	35,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>26,700m³/日</u> 久野系統： <u>8,300m³/日</u>	80%	公称能力 (非常時給水量)	50,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>30,500m³/日</u> 久野系統： <u>19,500m³/日</u> (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m ³ /日を含む)	114%	計画浄水量及び施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	/	水利権水量 (参考)	120,000m ³ /日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。	/	<p>表 2 計画水量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">計画一日最大給水量 に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画一日最大給水量</td> <td>44,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>34,100m³/日</u> 久野系統：<u>9,900m³/日</u></td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>計画一日平均給水量</td> <td>40,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>31,000m³/日</u> 久野系統：<u>9,000m³/日</u></td> <td style="text-align: center;">91%</td> </tr> <tr> <td>計画一日最小給水量</td> <td>35,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>27,100m³/日</u> 久野系統：<u>7,900m³/日</u></td> <td style="text-align: center;">80%</td> </tr> <tr> <td>公称能力 (非常時給水量)</td> <td>50,000m³/日 【内訳】中河原系統：<u>31,000m³/日</u> 久野系統：<u>19,000m³/日</u> (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m³/日を含む)</td> <td style="text-align: center;">114%</td> </tr> <tr> <td>計画浄水量及び施設能力</td> <td>浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>水利権水量 (参考)</td> <td>120,000m³/日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	計画一日最大給水量 に対する割合	計画一日最大給水量	44,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>34,100m³/日</u> 久野系統： <u>9,900m³/日</u>	100%	計画一日平均給水量	40,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>31,000m³/日</u> 久野系統： <u>9,000m³/日</u>	91%	計画一日最小給水量	35,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>27,100m³/日</u> 久野系統： <u>7,900m³/日</u>	80%	公称能力 (非常時給水量)	50,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>31,000m³/日</u> 久野系統： <u>19,000m³/日</u> (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m ³ /日を含む)	114%	計画浄水量及び施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	/	水利権水量 (参考)	120,000m ³ /日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。	/	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
項 目	内 容	計画一日最大給水量 に対する割合																																										
計画一日最大給水量	44,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>33,500m³/日</u> 久野系統： <u>10,500m³/日</u>	100%																																										
計画一日平均給水量	40,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>30,500m³/日</u> 久野系統： <u>9,500m³/日</u>	91%																																										
計画一日最小給水量	35,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>26,700m³/日</u> 久野系統： <u>8,300m³/日</u>	80%																																										
公称能力 (非常時給水量)	50,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>30,500m³/日</u> 久野系統： <u>19,500m³/日</u> (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m ³ /日を含む)	114%																																										
計画浄水量及び施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	/																																										
水利権水量 (参考)	120,000m ³ /日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。	/																																										
項 目	内 容	計画一日最大給水量 に対する割合																																										
計画一日最大給水量	44,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>34,100m³/日</u> 久野系統： <u>9,900m³/日</u>	100%																																										
計画一日平均給水量	40,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>31,000m³/日</u> 久野系統： <u>9,000m³/日</u>	91%																																										
計画一日最小給水量	35,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>27,100m³/日</u> 久野系統： <u>7,900m³/日</u>	80%																																										
公称能力 (非常時給水量)	50,000m ³ /日 【内訳】中河原系統： <u>31,000m³/日</u> 久野系統： <u>19,000m³/日</u> (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m ³ /日を含む)	114%																																										
計画浄水量及び施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	/																																										
水利権水量 (参考)	120,000m ³ /日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。	/																																										

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																				
(略)	(略)																																																																																					
2) 整備内容	2) 整備内容																																																																																					
表 3 整備対象施設	表 3 整備対象施設																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 80%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>着水井</td> <td>原水を受ける着水井を設置する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浄水施設</td> <td>浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>排水処理施設</td> <td>浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>浄水池</td> <td>浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>薬品注入設備</td> <td>浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>送水ポンプ設備</td> <td>浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電気計装設備</td> <td>受変電設備、動力設備、自家用発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。(場内電線路含む)。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>場内配管</td> <td>施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>管理棟</td> <td>浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む）との合棟とすることを可とする。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>膜ろ過棟</td> <td>膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。新たに整備する管理棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む）との合棟とすることを可とする。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>送水ポンプ棟</td> <td>送水ポンプ設備、受変電設備、自家用発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟（管理棟又は膜ろ過棟との合棟を含む）とすることを可とする。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>応急給水施設</td> <td>災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>場内整備</td> <td>外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設名	概要	1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。	2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。	3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。	4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。	5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。	6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。	7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家用発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。 (場内電線路含む) 。	8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。	9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟 又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む） との合棟とすることを可とする。	10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。 新たに整備する管理棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む） との合棟とすることを可とする。	11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家用発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。 受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟（管理棟又は膜ろ過棟との合棟を含む）とすることを可とする。	12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。	13	場内整備	外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 80%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>着水井</td> <td>原水を受ける着水井を設置する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浄水施設</td> <td>浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>排水処理施設</td> <td>浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>浄水池</td> <td>浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>薬品注入設備</td> <td>浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>送水ポンプ設備</td> <td>浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電気計装設備</td> <td>受変電設備、動力設備、自家発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>場内配管</td> <td>施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>管理棟</td> <td>浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟との合棟とすることを可とする。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>膜ろ過棟</td> <td>膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。管理棟との合棟とすることを可とする。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>送水ポンプ棟</td> <td>送水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>応急給水施設</td> <td>災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>場内整備</td> <td>外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設名	概要	1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。	2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。	3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。	4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。	5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。	6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。	7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。	8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。	9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟との合棟とすることを可とする。	10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。管理棟との合棟とすることを可とする。	11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。	12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。	13	場内整備	外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。	<p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p>
No	施設名	概要																																																																																				
1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。																																																																																				
2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。																																																																																				
3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。																																																																																				
4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。																																																																																				
5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。																																																																																				
6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。																																																																																				
7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家用発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。 (場内電線路含む) 。																																																																																				
8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。																																																																																				
9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟 又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む） との合棟とすることを可とする。																																																																																				
10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。 新たに整備する管理棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む） との合棟とすることを可とする。																																																																																				
11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家用発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。 受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟（管理棟又は膜ろ過棟との合棟を含む）とすることを可とする。																																																																																				
12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。																																																																																				
13	場内整備	外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。																																																																																				
No	施設名	概要																																																																																				
1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。																																																																																				
2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。																																																																																				
3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。																																																																																				
4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。																																																																																				
5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。																																																																																				
6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。																																																																																				
7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。																																																																																				
8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。																																																																																				
9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟との合棟とすることを可とする。																																																																																				
10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。管理棟との合棟とすることを可とする。																																																																																				
11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。																																																																																				
12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。																																																																																				
13	場内整備	外構施設、給排水施設及びITV設備等を設置する。																																																																																				

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新				旧				備考欄
表 4 継続利用施設				表 4 継続利用施設				
No	施設名	説明	改修整備・利用方針	No	施設名	説明	改修整備・利用方針	
1	新1号沈でん池	急速混和池、フロック形成池、沈でん池の各水槽	<u>構造物本体は継続利用とし、施設フロー及び活用方法は</u> 事業者の提案による。また、水面開口部に覆蓋を設置する。	1	新1号沈でん池	急速混和池、フロック形成池、沈でん池の各水槽	<u>高濁度時の原水調整、粉末活性炭の接触時間確保及び水質事故時の後段浄水施設の汚染防止を目的とした活用を想定するが、具体的な利用方法はこれらを踏まえて事業者</u> の提案による。また、水面開口部に覆蓋を設置する。	(変更)
2	薬注棟	粉末活性炭注入設備、次亜注入設備、苛性ソーダ注入設備、高塩基度 PAC 注入設備、希硫酸注入設備が設置されている建屋及び薬注設備の一部	建屋は継続利用とする。薬注設備は本事業で更新・撤去することを基本とする。なお、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は、事業者の責において継続利用することを妨げないが、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。	2	薬注棟	粉末活性炭注入設備、次亜注入設備、苛性ソーダ注入設備、高塩基度 PAC 注入設備、希硫酸注入設備が設置されている建屋及び薬注設備の一部	建屋は継続利用とする。薬注設備は本事業で更新・撤去することを基本とする。なお、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は、事業者の責において継続利用することを妨げないが、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。	(追記)
3	汚泥処理脱水機室	旧脱水機設備及びこれが設置されている建屋	膜ろ過方式への切替えまで継続利用とする。ただし、事業者の負担にて継続使用することは妨げない。	3	汚泥処理脱水機室	旧脱水機設備が設置されている建屋	膜ろ過方式への切替えまで継続利用とする。ただし、事業者の負担にて継続使用することは妨げない。	
4	脱水機棟	脱水機設備及びこれが設置されている建屋	継続利用とする。	4	脱水機棟	脱水機設備及びこれが設置されている建屋	継続利用とする。	
5	既設管理棟	中央監視設備等が収容されている建屋	基本的に本事業では使用しないが、事業者提案による既設設備の利用方針によって継続利用する場合、その範囲については本事業において必要な改修整備を行う。 <u>なお、運転維持管理業務の第1期において、執務室等は継続して市も使用する。</u>	5	既設管理棟	中央監視設備等が収容されている建屋	基本的に本事業では使用しないが、事業者提案による既設設備の利用方針によって継続利用する場合、その範囲については本事業において必要な改修整備を行う。	(追記)
6	排水溜	浄水場排水及び雨水排水を一時的に貯留し、場外へ放流するための水量調整及びポンプ井機能を有する水槽	継続利用とする。機能上、必要となる設備は本事業で更新する。	6	排水溜	浄水場排水及び雨水排水を一時的に貯留し、場外へ放流するための水量調整及びポンプ井機能を有する水槽	継続利用とする。機能上、必要となる設備は本事業で更新する。	
7	<u>上下</u> 水道局庁舎	<u>上下</u> 水道局職員の執務室や料金センターが所在する建屋	継続利用とする。事業範囲外であるが、配電の対象とする。	7	水道局庁舎	水道局職員の執務室や料金センターが所在する建屋	継続利用とする。事業範囲外であるが、配電の対象とする。	(追記)

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新			旧			備考欄
表 5 撤去対象施設			表 5 撤去対象施設			
No	施設名	撤去範囲	No	施設名	撤去範囲	
1	着水井	躯体、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。	1	着水井	躯体、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。	
2	旧1号沈でん池		2	旧1号沈でん池		
3	2号沈でん池		3	2号沈でん池		
4	急速ろ過池		4	急速ろ過池		
5	塩素混和池		5	塩素混和池		
6	浄水池		6	浄水池		
7	ポンプ井		7	ポンプ井		
8	ポンプ室		8	ポンプ室		
9	高架水槽		9	高架水槽		
10	排水池		10	排水池		
11	排泥池		11	排泥池		
12	汚泥調整池		12	汚泥調整池		
13	公用車庫棟		13	公用車庫棟		
<u>14</u>	<u>旧薬品タンク基礎</u>		<u>14</u>	変電所	基礎版、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。	(追記)
<u>15</u>	変電所	基礎版、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。	<u>15</u>	緊急汚泥調整池	構造物、付帯設備類等を撤去する。	
<u>16</u>	緊急汚泥調整池	構造物、付帯設備類等を撤去する。	<u>16</u>	量水器等保管倉庫	躯体、設備類等を撤去する。	
<u>17</u>	<u>資材置場兼作業室</u>	躯体、設備類等を撤去する。	<u>17</u>	場内配管	撤去対象施設に接続し、機能上不要となる連絡管を撤去する。撤去困難な範囲は充填処理等の必要な処置を講ずる。	(追記)
<u>18</u>	<u>浄水場車庫</u>		<u>18</u>	場内配線	撤去対象施設に接続し、機能上不要となる配線、電路、ハンドホール等を撤去する。	(追記)
<u>19</u>	量水器等保管倉庫		<u>19</u>	その他施設	整備対象施設の建設に伴い支障となる又は建設業務完了後に不要となる外構施設等のその他施設を撤去する。なお、浄水場の機能上、必要なものについては代替施設の整備等を行う。	(追記)
<u>20</u>	場内配管	撤去対象施設に接続し、機能上不要となる連絡管を撤去する。撤去困難な範囲は充填処理等の必要な処置を講ずる。 <u>付帯する弁類、弁室及び設備類等を含む。</u>				
<u>21</u>	場内配線	撤去対象施設に接続し、機能上不要となる配線、電路、ハンドホール等を撤去する。				
<u>22</u>	その他施設	整備対象施設の建設に伴い支障となる又は建設業務完了後に不要となる外構施設等のその他施設を撤去する。なお、浄水場の機能上、必要なものについては代替施設の整備等を行う。				

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																				
(略)	(略)																																																																					
3) ウ) 立地条件	3) ウ) 立地条件																																																																					
表 6 高田浄水場の立地条件	表 6 高田浄水場の立地条件																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">高田浄水場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>住 所</td><td>小田原市高田 401</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>54,170.27 m²</td></tr> <tr><td>都市計画区域</td><td>区域内</td></tr> <tr><td>市街化調整区域</td><td>—</td></tr> <tr><td>用途地域</td><td>工業専用地域</td></tr> <tr><td>防火地域</td><td>指定無し</td></tr> <tr><td>その他の地区指定</td><td>建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区</td></tr> <tr><td>建ぺい率</td><td>60%</td></tr> <tr><td>容積率</td><td>200%</td></tr> <tr><td>騒 音</td><td><u>規制有り (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)</u></td></tr> <tr><td>振 動</td><td><u>規制有り (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)</u></td></tr> <tr><td>悪 臭</td><td><u>規制有り (悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、悪臭規制区域の指定及び規制基準の設定 (平成 15 年 8 月 1 日小田原市告示第 69 号))</u></td></tr> <tr><td>水質汚濁防止</td><td>特定施設 (水道施設)</td></tr> <tr><td>排 水</td><td>汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流</td></tr> <tr><td>その他の規制</td><td>景観計画区域 (一部、景観計画重点区域)</td></tr> <tr><td>開発行為</td><td>該当無し</td></tr> </tbody> </table>	項 目	高田浄水場	住 所	小田原市高田 401	敷地面積	54,170.27 m ²	都市計画区域	区域内	市街化調整区域	—	用途地域	工業専用地域	防火地域	指定無し	その他の地区指定	建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区	建ぺい率	60%	容積率	200%	騒 音	<u>規制有り (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)</u>	振 動	<u>規制有り (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)</u>	悪 臭	<u>規制有り (悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、悪臭規制区域の指定及び規制基準の設定 (平成 15 年 8 月 1 日小田原市告示第 69 号))</u>	水質汚濁防止	特定施設 (水道施設)	排 水	汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流	その他の規制	景観計画区域 (一部、景観計画重点区域)	開発行為	該当無し	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">高田浄水場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>住 所</td><td>小田原市高田 401</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>54,170.27 m²</td></tr> <tr><td>都市計画区域</td><td>区域内</td></tr> <tr><td>市街化調整区域</td><td>—</td></tr> <tr><td>用途地域</td><td>工業専用地域</td></tr> <tr><td>防火地域</td><td>指定無し</td></tr> <tr><td>その他の地区指定</td><td>建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区</td></tr> <tr><td>建ぺい率</td><td>60%</td></tr> <tr><td>容積率</td><td>200%</td></tr> <tr><td>騒 音</td><td><u>指定無し</u></td></tr> <tr><td>振 動</td><td><u>指定無し</u></td></tr> <tr><td>悪 臭</td><td><u>指定無し</u></td></tr> <tr><td>水質汚濁防止</td><td>特定施設 (水道施設)</td></tr> <tr><td>排 水</td><td>汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流</td></tr> <tr><td>その他の規制</td><td>景観計画区域 (一部、景観計画重点区域)</td></tr> <tr><td>開発行為</td><td>該当無し</td></tr> </tbody> </table>	項 目	高田浄水場	住 所	小田原市高田 401	敷地面積	54,170.27 m ²	都市計画区域	区域内	市街化調整区域	—	用途地域	工業専用地域	防火地域	指定無し	その他の地区指定	建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区	建ぺい率	60%	容積率	200%	騒 音	<u>指定無し</u>	振 動	<u>指定無し</u>	悪 臭	<u>指定無し</u>	水質汚濁防止	特定施設 (水道施設)	排 水	汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流	その他の規制	景観計画区域 (一部、景観計画重点区域)	開発行為	該当無し	(変更)
項 目	高田浄水場																																																																					
住 所	小田原市高田 401																																																																					
敷地面積	54,170.27 m ²																																																																					
都市計画区域	区域内																																																																					
市街化調整区域	—																																																																					
用途地域	工業専用地域																																																																					
防火地域	指定無し																																																																					
その他の地区指定	建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区																																																																					
建ぺい率	60%																																																																					
容積率	200%																																																																					
騒 音	<u>規制有り (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)</u>																																																																					
振 動	<u>規制有り (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)</u>																																																																					
悪 臭	<u>規制有り (悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、悪臭規制区域の指定及び規制基準の設定 (平成 15 年 8 月 1 日小田原市告示第 69 号))</u>																																																																					
水質汚濁防止	特定施設 (水道施設)																																																																					
排 水	汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流																																																																					
その他の規制	景観計画区域 (一部、景観計画重点区域)																																																																					
開発行為	該当無し																																																																					
項 目	高田浄水場																																																																					
住 所	小田原市高田 401																																																																					
敷地面積	54,170.27 m ²																																																																					
都市計画区域	区域内																																																																					
市街化調整区域	—																																																																					
用途地域	工業専用地域																																																																					
防火地域	指定無し																																																																					
その他の地区指定	建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区																																																																					
建ぺい率	60%																																																																					
容積率	200%																																																																					
騒 音	<u>指定無し</u>																																																																					
振 動	<u>指定無し</u>																																																																					
悪 臭	<u>指定無し</u>																																																																					
水質汚濁防止	特定施設 (水道施設)																																																																					
排 水	汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流																																																																					
その他の規制	景観計画区域 (一部、景観計画重点区域)																																																																					
開発行為	該当無し																																																																					

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 1) 応募者の構成等 ウ) 応募グループは構成員を代表する企業1社(以下、「代表企業」という。)を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。<u>運転維持管理業務期間の統括責任者は特別目的会社(SPC)から1名配置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 1) 応募者の構成等 ウ) 応募グループは構成員を代表する企業1社(以下、「代表企業」という。)を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(追記)</p>

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2) 事業スキーム例</p> <p>本事業で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考として、かつ1) に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>2) 事業スキーム例</p> <p>本事業で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考として、かつ1) に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(追記)</p>

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																								
<p>7 事業者の募集及び選定の手順及び日程</p> <p>本事業に係る事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している（日程は都合により変更する場合がある）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">実施事項</th> <th style="width: 40%;">日 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方針の公表</td> <td>令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>現地見学会の実施</td> <td>令和3年3月26日</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問及び意見等の受付</td> <td>実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問及び意見等への回答公表</td> <td>令和3年5月10日</td> </tr> <tr> <td>プロポーザル<u>の告示</u>（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）<u>（以下「募集要項等」という。）の公表</u>）</td> <td>令和3年<u>6月11日</u></td> </tr> <tr> <td>募集要項等に関する説明会</td> <td>令和3年<u>6月29日</u></td> </tr> <tr> <td>募集要項等に関する質問の受付</td> <td>募集要項等の公表日から 令和3年<u>7月16日まで</u></td> </tr> <tr> <td>募集要項等に関する質問への回答公表</td> <td>令和3年9月<u>3日</u></td> </tr> <tr> <td>参加表明書等の受付締切</td> <td><u>募集要項等の公表日から</u> 令和3年9月<u>17日まで</u></td> </tr> <tr> <td>参加資格確認結果の通知</td> <td>令和3年10月<u>19日</u></td> </tr> <tr> <td>現地調査の実施</td> <td>令和3年<u>9月29日から</u> <u>令和3年10月27日まで</u></td> </tr> <tr> <td>技術対話の実施</td> <td>令和3年11月<u>16日</u></td> </tr> <tr> <td>提案書類の受付</td> <td>令和4年1月<u>24日から</u> <u>令和4年1月28日まで</u></td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング</td> <td>令和4年3月頃</td> </tr> <tr> <td>事業者の選定</td> <td>令和4年3月頃</td> </tr> <tr> <td>基本協定の締結</td> <td>令和4年4月頃</td> </tr> <tr> <td>事業契約の締結</td> <td>令和4年6月頃</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	日 程	実施方針の公表	令和3年3月1日	現地見学会の実施	令和3年3月26日	実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで	実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日	プロポーザル <u>の告示</u> （募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案） <u>（以下「募集要項等」という。）の公表</u> ）	令和3年 <u>6月11日</u>	募集要項等に関する説明会	令和3年 <u>6月29日</u>	募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年 <u>7月16日まで</u>	募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月 <u>3日</u>	参加表明書等の受付締切	<u>募集要項等の公表日から</u> 令和3年9月 <u>17日まで</u>	参加資格確認結果の通知	令和3年10月 <u>19日</u>	現地調査の実施	令和3年 <u>9月29日から</u> <u>令和3年10月27日まで</u>	技術対話の実施	令和3年11月 <u>16日</u>	提案書類の受付	令和4年1月 <u>24日から</u> <u>令和4年1月28日まで</u>	プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃	事業者の選定	令和4年3月頃	基本協定の締結	令和4年4月頃	事業契約の締結	令和4年6月頃	<p>7 事業者の募集及び選定の手順及び日程</p> <p>本事業に係る事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している（日程は都合により変更する場合がある）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">実施事項</th> <th style="width: 40%;">日 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方針の公表</td> <td>令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>現地見学会の実施</td> <td>令和3年3月26日</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問及び意見等の受付</td> <td>実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問及び意見等への回答公表</td> <td>令和3年5月10日</td> </tr> <tr> <td>プロポーザル<u>公告</u>（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）<u>を</u>以下「募集要項等」という。）の公表</td> <td>令和3年<u>7月頃</u></td> </tr> <tr> <td>募集要項等に関する説明会</td> <td>令和3年<u>7月頃</u></td> </tr> <tr> <td>募集要項等に関する質問の受付</td> <td>募集要項等の公表日から 令和3年<u>8月頃</u></td> </tr> <tr> <td>募集要項等に関する質問への回答公表</td> <td>令和3年9月<u>頃</u></td> </tr> <tr> <td>参加表明書等の受付締切</td> <td>令和3年9月<u>頃</u></td> </tr> <tr> <td>参加資格確認結果の通知</td> <td>令和3年10月<u>頃</u></td> </tr> <tr> <td>現地調査の実施</td> <td>令和3年<u>10月頃</u></td> </tr> <tr> <td>技術対話の実施</td> <td>令和3年11月<u>頃</u></td> </tr> <tr> <td>提案書類の受付</td> <td>令和4年1月<u>頃</u></td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング</td> <td>令和4年3月頃</td> </tr> <tr> <td>事業者の選定</td> <td>令和4年3月頃</td> </tr> <tr> <td>基本協定の締結</td> <td>令和4年4月頃</td> </tr> <tr> <td>事業契約の締結</td> <td>令和4年6月頃</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	日 程	実施方針の公表	令和3年3月1日	現地見学会の実施	令和3年3月26日	実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで	実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日	プロポーザル <u>公告</u> （募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案） <u>を</u> 以下「募集要項等」という。）の公表	令和3年 <u>7月頃</u>	募集要項等に関する説明会	令和3年 <u>7月頃</u>	募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年 <u>8月頃</u>	募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月 <u>頃</u>	参加表明書等の受付締切	令和3年9月 <u>頃</u>	参加資格確認結果の通知	令和3年10月 <u>頃</u>	現地調査の実施	令和3年 <u>10月頃</u>	技術対話の実施	令和3年11月 <u>頃</u>	提案書類の受付	令和4年1月 <u>頃</u>	プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃	事業者の選定	令和4年3月頃	基本協定の締結	令和4年4月頃	事業契約の締結	令和4年6月頃	<p>(変更)</p>
実施事項	日 程																																																																									
実施方針の公表	令和3年3月1日																																																																									
現地見学会の実施	令和3年3月26日																																																																									
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで																																																																									
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日																																																																									
プロポーザル <u>の告示</u> （募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案） <u>（以下「募集要項等」という。）の公表</u> ）	令和3年 <u>6月11日</u>																																																																									
募集要項等に関する説明会	令和3年 <u>6月29日</u>																																																																									
募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年 <u>7月16日まで</u>																																																																									
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月 <u>3日</u>																																																																									
参加表明書等の受付締切	<u>募集要項等の公表日から</u> 令和3年9月 <u>17日まで</u>																																																																									
参加資格確認結果の通知	令和3年10月 <u>19日</u>																																																																									
現地調査の実施	令和3年 <u>9月29日から</u> <u>令和3年10月27日まで</u>																																																																									
技術対話の実施	令和3年11月 <u>16日</u>																																																																									
提案書類の受付	令和4年1月 <u>24日から</u> <u>令和4年1月28日まで</u>																																																																									
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃																																																																									
事業者の選定	令和4年3月頃																																																																									
基本協定の締結	令和4年4月頃																																																																									
事業契約の締結	令和4年6月頃																																																																									
実施事項	日 程																																																																									
実施方針の公表	令和3年3月1日																																																																									
現地見学会の実施	令和3年3月26日																																																																									
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで																																																																									
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日																																																																									
プロポーザル <u>公告</u> （募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案） <u>を</u> 以下「募集要項等」という。）の公表	令和3年 <u>7月頃</u>																																																																									
募集要項等に関する説明会	令和3年 <u>7月頃</u>																																																																									
募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年 <u>8月頃</u>																																																																									
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月 <u>頃</u>																																																																									
参加表明書等の受付締切	令和3年9月 <u>頃</u>																																																																									
参加資格確認結果の通知	令和3年10月 <u>頃</u>																																																																									
現地調査の実施	令和3年 <u>10月頃</u>																																																																									
技術対話の実施	令和3年11月 <u>頃</u>																																																																									
提案書類の受付	令和4年1月 <u>頃</u>																																																																									
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃																																																																									
事業者の選定	令和4年3月頃																																																																									
基本協定の締結	令和4年4月頃																																																																									
事業契約の締結	令和4年6月頃																																																																									

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----

(略)

1 3 2) 予想されるリスクと責任分担

表 9 リスク分担表 (案) 2/4: 共通事項 (2) (凡例 ●: 主、▲: 従)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				発注者	受注者	
共通	労務	31	教育・研修		●	
		32	ハラスメント行為		●	
		33	不正犯罪		●	
		34	情報漏洩		●	
		35	発注者の帰責事由による受注者の従業員個人情報の漏洩	●		
	資金	36	物価変動	●	▲※3	
		37	保険		●	
		38	補助金受給・起債	●		
	変更・中断	計画変更	39	発注者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
			40	発注者の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
		事業の中断	41	受注者の帰責事由による事業の中断に関するもの (受注者の経営破綻又は受注者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合)		●
			42	受注者の帰責事由による契約不履行に関するもの (受注者の整備した施設・設備の性能不足、受注者の運転維持管理・運営の不備)		●
		契約不履行	43	上記以外の事由による契約不履行に関するもの	●	
			44	不可抗力	●	▲※3

※1 受注者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの
 ※2 ~~汚泥処理脱水機~~、~~脱水機~~、新1号沈~~ん~~池土木構造物、薬注棟建築物、既存外構施設を対象
 ※3 一定の割合を超える費用負担は~~受注者~~、それ以外は~~受注者~~が負担とし、その割合は設計建設~~業務~~請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)において定める

(略)

1 3 2) 予想されるリスクと責任分担

表 9 リスク分担表 (案) 2/4: 共通事項 (2) (凡例 ●: 主、▲: 従)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				発注者	受注者	
共通	労務	31	教育・研修		●	
		32	ハラスメント行為		●	
		33	不正犯罪		●	
		34	情報漏洩		●	
		35	発注者の帰責事由による受注者の従業員個人情報の漏洩	●		
	資金	36	物価変動	●	▲※3	
		37	保険		●	
		38	補助金受給・起債	●		
	変更・中断	計画変更	39	発注者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
			40	発注者の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
		事業の中断	41	受注者の帰責事由による事業の中断に関するもの (受注者の経営破綻又は受注者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合)		●
			42	受注者の帰責事由による契約不履行に関するもの (受注者の整備した施設・設備の性能不足、受注者の運転維持管理・運営の不備)		●
		契約不履行	43	上記以外の事由による契約不履行に関するもの	●	
			44	不可抗力	●	▲※3

※1 受注者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの
 ※2 ~~旧脱水機施設~~、~~新脱水機施設~~、新1号沈~~ん~~池土木構造物、薬注棟建築物、既存外構施設を対象
 ※3 一定の割合を超える費用負担は~~受注者~~、それ以外は~~受注者~~が負担とし、その割合は設計建設~~業務~~請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)において定める

(変更)

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新					旧					備考欄	
表 10 リスク分担表 (案) 3/4: 調査・設計・工事 (凡例 ●: 主、▲: 従)					表 10 リスク分担表 (案) 3/4: 調査・設計・工事 (凡例 ●: 主、▲: 従)					(変更)	
段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	発注者	受注者	段階	リスクの種類	No.	リスクの内容		発注者
調査・設計	調査	45	発注者が実施した測量・地質調査に関するもの	●		調査・設計	調査	45	発注者が実施した測量・地質調査に関するもの	●	
		46	埋蔵文化財の存在に関するもの	●				46	埋蔵文化財の存在に関するもの	●	
		47	受注者が実施した 測量・地質調査に関するもの		●			47	上記以外 の測量・地質調査に関するもの		●
設計	設計	48	発注者の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増大	●		設計	設計	48	発注者の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増大	●	
		49	受注者の帰責事由（提案の不備、設計の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増大		●			49	受注者の帰責事由（提案の不備、設計の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増大		●
工事	用地	50	事業用地の確保に関するもの	●		用地	用地	50	事業用地の確保に関するもの	●	
		51	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●			51	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●
		52	土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	●				52	土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	●	
		53	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●			53	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●
		54	受注者の帰責事由による工事の遅延		●			54	受注者の帰責事由による工事の遅延		●
	55	上記以外の事由による工事の遅延		●	55	上記以外の事由による工事の遅延		●			
	56	受注者 の帰責事由による工事費の増大		●	56	受注者 の帰責事由による工事費の増大		●			
	57	上記以外の事由による工事費の増大		▲	57	予見が困難な地下埋設物等の移設等に伴う工事費の増大		▲			
	58	発注者が実施する工事監理に関するもの		●	58	上記以外の事由による工事費の増大		●			
	59	受注者が実施する工事監理に関するもの		●	59	発注者が実施する工事監理に関するもの		●			
	60	工事の現場管理に関するもの		●	60	受注者が実施する工事監理に関するもの		●			
	61	施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	●	▲※1	61	工事の現場管理に関するもの		●			
	62	上記以外の事由による引渡前損害		●	62	施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	●	▲※1			
	63	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●※2	63	上記以外の事由による引渡前損害		●			
	64	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●	※2	64	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●※2			
65	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●	※2	65	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●	※2				

※1 一定の割合を超える費用負担は**受注者**、それ以外は**受注者**が負担とし、その割合は設計建設**委託**請負契約書(案)において定める
 ※2 契約不適合責任期間は設計建設**委託**請負契約書(案)において定める

※1 一定の割合を超える費用負担は**民**、それ以外は**民**が負担とし、その割合は設計建設**工事**請負契約書(案)において定める
 ※2 契約不適合責任期間は設計建設**工事**請負契約書(案)において定める

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----

表 1.1 リスク分担表 (案) 4/4: 運転維持管理 (凡例 ●: 主、▲: 従)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				発注者	受注者	
運転維持管理	水量・水質	65	発注者の不適切な指示 (判断) に関するもの	●		
		66	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合	●		
		67	原水水質の急変 (実績等から予測できないもの) により、施設の処理能力を超えた場合	●		
		68	事業範囲外の管路施設に起因する水量変動、水質異常 (漏水等)	●		
		69	受注者の事由によらない浄水場における原水水量不足 (湯水等)	●		
		70	受注者の帰責事由による要求水質・水量の未達成に関するもの		●	
		71	原水水質事故等における発注者の情報提供・判断・指示の遅れに関するもの	●		
		72	原水水質事故等における受注者の初動対応 (発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等) の遅れに関するもの		●	
		原水水質事故	71	原水水質事故等における発注者の情報提供・判断・指示の遅れに関するもの	●	
			72	原水水質事故等における受注者の初動対応 (発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等) の遅れに関するもの		●
	施設	施設性能 (整備施設)	73	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間中)		●※1
			74	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間後)	●※1	
			75	受注者が実施する機器等更新について、受注者の帰責事由により不具合が発生した場合		●
		施設性能 (場内継続利用施設)	76	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●※2	
			77	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (提案内容に基づく改造や改修、運転維持管理に起因するもの)		●※2
		施設性能 (場外施設)	78	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●	
			79	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (運転維持管理に起因するもの)		●
		施設の損傷	80	受注者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		●
			81	上記以外の事由による施設の損傷に関するもの	●	
		通信システムの障害復旧、安全対策	82	発注者が使用するOA機器等、発注者の帰責事由によるもの	●	
83	受注者が使用するOA機器等、受注者の帰責事由によるもの			●		
運転維持管理費の増大		84	発注者の事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	●		
		85	計画水量を超過したことによる運転維持管理費の増大	●		
		86	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合における運転維持管理費の増大	●		
		87	原水の濁度、色度、臭気の恒常的な水質変化による薬品費の増大	●		
		88	既存施設の劣化、経年化等による運転維持管理費の増大	●		
		89	受注者の帰責事由による運転維持管理費の増大		●	
業務引継ぎ	90	事業終了時の業務引継ぎの不備		●		
事業終了時の施設の状況	91	事業終了時の施設状況の要求水準の未達成		●		

※1 契約不適合責任期間は設計建設業務請負契約書 (案) において定める
 ※2 ~~汚泥処理脱水機棟、脱水機棟~~、新1号沈~~ん~~池土木構築物、薬注棟建築物、既存外構施設を対象

表 1.1 リスク分担表 (案) 4/4: 運転維持管理 (凡例 ●: 主、▲: 従)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者			
				発注者	受注者		
運転維持管理	水量・水質	66	発注者の不適切な指示 (判断) に関するもの	●			
		67	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合	●			
		68	原水水質の急変 (実績等から予測できないもの) により、施設の処理能力を超えた場合	●			
		69	事業範囲外の管路施設に起因する水量変動、水質異常 (漏水等)	●			
		70	受注者の事由によらない浄水場における原水水量不足 (湯水等)	●			
		71	受注者の帰責事由による要求水質・水量の未達成に関するもの		●		
		原水水質事故	72	原水水質事故等における発注者の情報提供・判断・指示の遅れに関するもの	●		
			73	原水水質事故等における受注者の初動対応 (発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等) の遅れに関するもの		●	
		施設	施設性能 (整備施設)	74	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間中)		●※1
				75	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間後)	●※1	
	施設性能 (場内継続利用施設)		76	受注者が実施する機器等更新について、受注者の帰責事由により不具合が発生した場合		●	
			77	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●※2		
	施設性能 (場外施設)		78	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (提案内容に基づく改造や改修、運転維持管理に起因するもの)		●※2	
			79	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●		
	施設の損傷		80	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (運転維持管理に起因するもの)		●	
			81	受注者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		●	
	通信システムの障害復旧、安全対策		82	上記以外の事由による施設の損傷に関するもの	●		
			83	発注者が使用するOA機器等、発注者の帰責事由によるもの	●		
	運転維持管理費の増大		84	受注者が使用するOA機器等、受注者の帰責事由によるもの		●	
			85	発注者の事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	●		
86			計画水量を超過したことによる運転維持管理費の増大	●			
87			設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合における運転維持管理費の増大	●			
88			原水の濁度、色度、臭気の恒常的な水質変化による薬品費の増大	●			
89			既存施設の劣化、経年化等による運転維持管理費の増大	●			
業務引継ぎ	90	受注者の帰責事由による運転維持管理費の増大		●			
事業終了時の施設の状況	91	事業終了時の業務引継ぎの不備		●			
事業終了時の施設の状況	92	事業終了時の施設状況の要求水準の未達成		●			

※1 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書 (案) において定める
 ※2 ~~旧脱水機施設、新脱水機施設~~、新1号沈~~ん~~池土木構築物、薬注棟建築物、浄水管理棟、既存外構施設を対象

(変更)

高田浄水場再整備事業 実施方針 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3) 問い合わせ、各書類提出先 問合せ等の窓口は、以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>神奈川県小田原市高田 401 小田原市 <u>上下</u>水道局 <u>水道整備</u>課 施設再整備係 (担当: 中野、小島) TEL: 0465-41-1225 FAX: 0465-41-1<u>649</u> 電子メール: <u>su</u>i-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp ※電子メールでのお問い合わせについては、宛先に「高田浄水場再整備事業について」と入れてください。</p> </div>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3) 問い合わせ、各書類提出先 問合せ等の窓口は、以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>神奈川県小田原市高田 401 小田原市水道局 <u>工務</u>課 施設再整備係 (担当: 中野、小島) TEL: 0465-41-1225 FAX: 0465-41-1<u>239</u> 電子メール: <u>ko</u>-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp ※電子メールでのお問い合わせについては、宛先に「高田浄水場再整備事業について」と入れてください。</p> </div>	<p>(変更)</p>